

原告準備書面(20)の説明

原告 平田安子

原告の平田安子と申します。

本件では、たくさんの住民が原告となっておりますが、私が法廷で準備書面の説明をさせていただくのは、今回で2回目です。しかし、長期間の保養の前後で内部被曝の状況を検査した経験があるのは、原告の中では、おそらく私だけであるため、原告準備書面 20 が示す本件地域の住民の内部被曝の状況と、これを踏まえた保養や避難等の重要性についての説明は、私からさせていただきます。

原告準備書面 20 は、私の内部被曝の状況を調査するための尿検査の結果とそれを踏まえた考察に関する書面です。

私は、原発事故直後から、ふくいち周辺環境放射線モニタリングプロジェクトの一員として、南相馬市の色々な場所で放射線量の測定を行っており、南相馬市の空間線量や土壌汚染の数値が他の地域に比べてあまりに高いことに大きな危機感を感じておりました。私が、「これだけ外部被曝の危険があるのだから、相当の内部被曝もしているのではないかと不安な思いを募らせていたところ、特定非営利法人市民放射能監視センターの青木さんから、内部被曝の数値を調査するための尿検査への参加者を募集していると聞いたため、2015年3月21日の第一回の測定に参加しました。そして、その後、昨年になって、福島から島根県に避難した知人の誘いで、保養のため、島根県に約2か月間滞在する機会に恵まれたので、保養が内部被曝の数値に与える影響を調査するため、保養の直前、直後と、保養終了後6か月の時点で測定を行いました。

これらの測定結果は、準備書面 20 の3ページ以下に記載されたとおりです。細かな数値は準備書面を確認していただくとして、ここで注目していただきたいことは、南相馬市で生活している間の尿中セシウム濃度の低減の速度は保養中のそれと比べて一見して緩やかであるところです。このことは、南相馬市では今も住民が内部被

曝をしていることを端的に示しています。私は、原発事故が起こってから、水や食べ物など、体に入ってくるものについては、現地の物を採らないように特に気をつけて生活してきました。そんな私でも、今も継続して内部被曝をしているということは、南相馬市では今も、空気中の粉じんなどによる呼吸器からのセシウムの取り込みが日常的に発生していることを示しています。

私は、今回の調査の結果を受けて、放射性物質が、見えず、匂わず、五感では全くその存在を認識できないにもかかわらず、私を含む原告の、ごく身近に存在していることに改めて驚くとともに、それが体内に取り込まれて、体中を巡り、排泄されるまでに、どれほどのダメージを私たちの体を与えるのかと、空恐ろしい思いを感じました。私たち原告は、周囲の放射性物質からの外部被曝に常に曝され、体の中でも取り込まれた放射性物質が24時間休むことなく、核崩壊を起こしているのです。

私は、事故以来ずっと、国や東電には私たちの南相馬を事故前の状態に戻して欲しい、戻せないならば、保養や移住の権利を認めて欲しいと願ってきました。今回の調査結果によって、水や空気、食べ物が汚染されていない場所で保養を行うことで、住民の内部被曝がある程度解消されることが実証されたことは、私たちがこれからも南相馬で暮らしていく道があることを示す、一筋の光のようにも感じられます。私は運良く2か月もの長期にわたり保養をする機会に恵まれましたが、全ての住民が同じことをできる状況にはありません。国には原告らが置かれた状況を改めて認識していただき、適切な対応をして欲しいです。